○四国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	好徳島県三好郡東みよし町中庄二一の八四番一地先から徳島県三好郡東みよし町中庄二一の八四番一地先まで	四国地方整備局道路事務所及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○沖縄総合事務局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
沖縄市比屋根五丁目六二三番一地内	後前	一一八・〇〇メートル 〇・〇〇メートル	一四・三〇キロメートル 一四・七三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄市比屋根五丁目六二三番一地内	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月二日

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局太田川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年6月30日　中国地方整備局長　福田　　功

1　河川の名称　太田川水系天満川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成22年6月30日

3　廃川敷地等の位置　広島県広島市西区観音新町４丁目2876番16及び2876番17

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　85.25平方メートル

公告

諸事項

特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第32条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年５月31日までの間における特定特恵鉱工業産品等の輸入額等を次のように公告する。

平成22年６月30日　財務大臣　野田　佳彦

特定特恵鉱工業産品等の輸入額等

（平成22年４月１日から平成22年５月31日まで）

項名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第2825・80号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,989,105	2,164,000	ＫＧ	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
2	関税率表第2849・10号に掲げる物品 関税率表第2849・90号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第2852・00号の２の(3)に掲げる物品のうち 水銀の炭化物	カーバイド等	824,255	968,089	千円	0.0	平成22年６月16日適用停止 全特恵受益国等
3	関税率表第2905・44号に掲げる物品	ソルビトール	1,130,530	188,151	千円	0.2	
4	関税率表第2906・11号に掲げる物品	メントール	286,234	111,492	千円	0.8	平成22年６月16日適用停止 中華人民共和国（インド） 41,392千円
5	関税率表第2918・14号に掲げる物品	くえん酸	185,166	498,414	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
6	関税率表第2918・15号の１に掲げる物品	くえん酸カルシウム	10,139	7,640	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国